

3 定期金に関する権利の評価（定期金給付事由が発生していないもの）

平成 22 年度の税制改正において、相続税法第 25 条が改正され、定期金給付事由が発生していない場合の定期金に関する権利の評価方法が見直されたことに伴い、その具体的な計算方法等を明らかにした。

（評基通 200-4、200-5＝新設）

1 税制改正の内容

平成 22 年度の税制改正において、定期金給付契約（生命保険契約を除く。）でその契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額によることとされた（相法 25 一、二）。

(1) 定期金給付契約に解約返戻金を支払う旨の定めがない場合

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額に、100 分の 90 を乗じて得た金額

イ 定期金給付契約に係る掛金又は保険料が一時に払い込まれた場合

掛金又は保険料の払込開始の時からその定期金給付契約に関する権利を取得した時までの期間（次のロにおいて「経過期間」という。）につき、その掛金又は保険料の払込金額に対し、その契約に係る予定利率の複利による計算をして得た元利合計額

ロ イに掲げる場合以外の場合

経過期間に応じ、その経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の金額の 1 年当たりの平均額に、その定期金給付契約に係る予定利率による複利年金終価率^{（注）}を乗じて得た金額

（注）複利年金終価率は、次の算式による（小数点以下第 3 位未満四捨五入）。

（算式）

$$\frac{(1+r)^n - 1}{r}$$

「r」＝その定期金給付契約に係る予定利率

「n」＝払込済期間の年数（定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の日から起算してその契約に関する権利を取得した日までの年数（1 年未満の端数切上げ））

(2) (1)に掲げる場合以外の場合

定期金給付契約に関する権利を取得した時においてその契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額

2 通達の概要

(1) 掛金又は保険料が一時に払い込まれた場合の定期金に関する権利の評価における「予定利率の複利による計算をして得た元利合計額」

上記 1 の(1)のイの「その掛金又は保険料の払込金額に対し、その契約に係る予定利率の複利による計算をして得た元利合計額」は、いわゆる「複利終価」の額であることから、次の算式により計算することを明らかにした。

(算式)

定期金給付契約に係る掛金又は保険料の金額 × 複利終価率

複利終価率 = $(1 + r)^n$ (小数点以下第3位未満四捨五入)

「r」=その定期金給付契約に係る予定利率

「n」=その定期金給付契約に係る経過期間^(注)の年数(1年未満の端数切捨て)

(注) 経過期間とは、定期金給付契約に係る掛金又は保険料の払込開始の時から起算してその契約に関する権利を取得した時までの期間をいう(以下同じ)。

[計算例]

《設 例》

① 一時に払い込まれた掛金は1,000万円。

② 経過期間は5年3ヵ月。

③ 予定利率は1.0%。

※ この定期金給付契約には解約返戻金を支払う旨の定めはない。

【計 算】

1 経過期間の年数：5年(5年3ヶ月の1年未満の端数切捨て)

2 評価額

予定利率1.0%、経過期間の年数5年の複利終価率：1.051

(小数点以下第3位未満四捨五入)

相続税法第25条第1号イの金額：10,000,000円×1.051=10,510,000円

評価額：10,510,000円×0.9=9,459,000円

(2) 掛金又は保険料が一時に払い込まれた場合以外の場合の定期金に関する権利の評価における「経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の金額の1年当たりの平均額」

上記1の(1)のロの計算においては、「経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の金額の1年当たりの平均額」を求める必要があるが、掛金又は保険料は年に数回にわたり払い込まれる場合があることから、次の算式によることを明らかにした。

ただし、掛金または保険料の払込みが年1回一定の金額である場合には、このような計算を行う必要がないことから、その定期金給付契約に基づき1年間に払い込まれた掛金又は保険料の金額によっても差し支えないことを明らかにした。

(算式)

経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の額の合計額 ÷ 経過期間の年数^(注)

(注) 1年未満の端数切上げ。

[計算例]

《設 例》

① 掛金の払込みは年2回で1回250万円(1年間に500万円の払込み)。

- ② 払込開始日は課税時期の2年4ヶ月前で、それ以降6ヶ月ごとに5回(計1,250万円)払い込まれている。
- ③ 予定利率は1.20%。

平成23年 平成24年 平成25年

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月

① ② ③ ④ ⑤ 課税時期

払込開始 払込み 払込み 払込み 払込み

経過期間（2年4ヶ月）

【計 算】

相続税法第 25 条第 1 号ロの金額：4,166,666 円 $\times$ 3.036 = 12,649,997 円